

令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱

(令和4年4月28日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、本市への移住又は定住を促進し、域内居住人口の維持及び拡大を図ることによって地域の活性化を実現するため、市内に住宅を取得し、かつ、当該住宅に継続して居住する意思を有する者に対し、令和4年度予算の範囲内において三沢市住宅取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らの居住の用に供するために取得した本市に所在する家屋であって、生活するために必要な台所、浴室及びトイレを有する一戸建ての家屋をいう。ただし、店舗と併用する場合は、居住の用に供する部分の床面積の割合が延床面積の2分の1以上であること。
- (2) 新築住宅 完成の日（検査済証の発行年月日をいう。）から1年を経過していない住宅をいう。
- (3) 土地 住宅の敷地として利用する一団の土地をいう。
- (4) 基準日 令和4年4月1日をいう。
- (5) 契約日 住宅の取得契約又は住宅取得に伴う土地の取得契約を締結した日をいう。
- (6) 居住開始の日 住宅の所在地に住民登録をした日をいう。

(助成対象者等)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 自らの費用負担により住宅又は土地を取得し、若しくは取得するための契約を締結していること。
- (2) 住宅又は土地の取得に係る契約日が基準日以降であること。
- (3) 令和5年2月28日までに居住を開始すること。
- (4) 居住開始の日から継続して5年以上の居住が見込まれること。

(5) 町内会に加入すること。

(6) 過去に三沢市住宅取得支援事業助成金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。

(1) 国、県、市等から受けた移転補償、損害賠償等により住宅又は土地を取得する者

(2) 納期の到来した市税その他当市に納付すべき公共料金（以下「市税等」という。）を滞納している者

(3) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる費用のうち、市長が別に定める対象外経費を差し引いた金額とする。ただし、他の補助制度等の適用がある場合は、当該補助制度等により交付される金額を差し引いた後の金額を助成対象経費とする。

(1) 新築又は新築以外の住宅の取得費用（3親等以内の親族から取得した場合を除く。）

(2) 住宅取得に伴う土地の取得費用（3親等以内の親族から土地又は住宅を取得した場合を除く。）

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別表第1に掲げる助成対象経費の区分に応じ、同表に定めるところによる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額を加算して交付するものとする。

(1) 平成29年4月1日以降に市外から当市に転入した者（ただし、令和4年4月1日以降に転入する場合は、令和2年4月1日以降に当市から転出した者を除く。） 50万円

(2) 前号に該当する者で、県外から当市に転入した者又は平成29年4月1日以降に県外から当市以外の県内市町村に転入した後で当市に転入した者 30万円

(3) 基準日現在において年齢が40歳未満の者 50万円

2 前項の助成金の交付を受けることができる回数は、同一の助成対象者に対して1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成対象者で助成金の申請をする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 平成29年4月1日以降に県外から県内市町村に転入したことが分かる申請者の住民票又は戸籍の附票の写し（県外からの転入加算を受ける場合）
- (4) 住宅取得契約書又は住宅取得に伴う土地の取得契約書
- (5) 契約金額の内訳が分かる書類の写し
- (6) 確認済証の写し（新築住宅の場合）
- (7) 確認済証又は検査済証の写し（新築住宅以外の場合）
- (8) 住宅の位置図、平面図及び立面図（建築確認申請後の図面であること。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。ただし、予算の範囲を超える申請があった場合は、交付補欠者を置くものとし、市長が特に必要と認めるときは、交付補欠者のうちから交付の決定をすべきものを抽選により決定する。

2 市長は、前条の規定による交付の決定の通知は、令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(変更及び取下げ)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金に係る事業内容変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定を受けた内容に変更が生じたとき（ただし、交付決定の額に増

額がある場合は除く。))。

(2) 交付申請を取り下げるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を決定し、令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金に係る事業内容変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第5号）により、当該申請を行った交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、住宅に居住を開始したときは、居住開始の日から30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、天災その他交付決定者の責によらない事由により提出することが困難となった場合については、この限りでない。

(1) 住宅に居住する者全員の住民票の写し

(2) 町内会加入証明書（様式第8号）

(3) 検査済証の写し（新築住宅を取得した場合）

(4) 住宅の登記簿謄本の写し

(5) 土地の登記簿謄本の写し（土地を取得した場合）

(6) 取得費用（契約金額等）の支払を証する書類の写し

(7) 他の補助制度等による補助金等がある場合は、その受領金額が分かる書

類の写し

(8) 住宅の写真（正面・背面・左側面・右側面の4方向から撮影したもの）

(9) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の額を確定し、令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金請求書（様式第10号）に前条に規定する確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和4年度三沢市住宅取得支援事業助成金返還命令書（様式第11号）により、当該各号に定める金額の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき
全額

(2) 居住開始の日後5年を経過しないうちに住宅を貸与、売却、若しくは譲渡したとき 別表第2に定める額

(3) 居住開始の日後5年を経過しないうちに第10条第1項第1号の規定により住民票を提出した居住者全員が転居したとき 別表第2に定める額

(4) 助成金の返還が相当であると市長が認めたとき 交付決定額の範囲内の額

2 前項の規定により助成金の返還を命じられた者は、返還命令書を受け取った日から30日を経過する日までに返還すべき金額を市長に返還しなければ

ならない。

(調査等への協力)

第15条 交付決定者は、この要綱による助成金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力をしなければならない。

2 市長は、前項の協力が得られないと認めたときは、第9条第1項第3号の規定により、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(居住状況の確認)

第16条 居住開始の日後5年間の居住状況については、市長が住民基本台帳により確認するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月29日から施行する。

別表第1（第5条関係）

助成対象経費		助成金の額
新築又は新築以外の住宅	2,500万円以上	100万円（当市に本社・本店を有する法人又は住所を有する個人事業者以外（以下「市外事業者」という。）から取得する場合は、50万円）
	2,000万円以上 2,500万円未満	70万円（市外事業者から取得する場合は、35万円）
	1,500万円以上 2,000万円未満	50万円（市外事業者から取得する場合は、25万円）
	1,500万円未満	30万円（市外事業者から取得する場合は、15万円）
住宅取得に伴う土地	1,000万円以上	100万円
	700万円以上 1,000万円未満	70万円
	500万円以上 700万円未満	50万円
	500万円未満	30万円

別表第2（第14条関係）

居住開始の日後の経過期間	返還すべき助成金の額
1年未満	助成金の額に10分の10を乗じて得た額
1年以上2年未満	助成金の額に10分の8を乗じて得た額
2年以上3年未満	助成金の額に10分の6を乗じて得た額
3年以上4年未満	助成金の額に10分の4を乗じて得た額
4年以上5年未満	助成金の額に10分の2を乗じて得た額